

平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	9. 環境政策の基盤整備	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 寺内 肇		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	1 環境影響評価等 他			
その他関連する個別計画		第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定) 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成18年3月30日) 電子政府構築計画、重点計画 - 2006			

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	6,185,260	5,539,549	5,446,960	
	一般会計	6,185,260	5,539,549	5,446,960	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境基本計画の効果的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各主体における環境配慮の織り込みや環境白書を活用した普及啓発。 <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。 環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。 戦略的環境アセスメントの導入にむけた検討。 <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種研究開発の実施。 研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。 <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続の電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。 国内外の環境政策・環境法制等の情報収集・研究。 国、地方公共団体等における、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修の実施。 				

施策の方針に対する総合的な評価

<p>環境基本計画(平成18年閣議決定)(以下、基本計画)の効果的な実施については、施策の進捗状況把握等に資する指標を盛り込むとともに、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。</p> <p>環境アセスメント制度の適切な運用と改善については、環境影響評価事例や制度及び技術に関する情報を集積し、インターネット等を活用して提供する体制の整備を進め、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。なお、基本的事項の改正(平成17年)・主務省令の改正(平成18年)により、事業や地域の特性に応じた環境影響評価の実施に向け進展があった。さらに、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインのとりまとめ等、上位計画における環境配慮に向け一定の進展があった。</p>

環境問題に関する調査・研究・技術開発については、当省の平成 18 年度の科学技術関係経費は、政府全体の同経費の約 1%にとどまっており、環境分野が第 3 期科学技術基本計画における重点推進分野に位置づけられたことに鑑み、一層の増額が必要。環境技術を客観的に実証する手法・体制の整備を進め、また研究・技術開発についての成果発表会の開催等、広報活動により、研究成果の普及に寄与した。

環境情報の整備と提供、広報の充実については、環境情報のあり方の検討を行い、課題を抽出し、環境情報の一体的・体系的な整備・提供・利用の実現に寄与した。ネットワークシステム構築に係る調達につき、一般競争入札(総合評価方式)の実施等により当該システムにおける運用経費の削減効果に進展があった。環境省の電子申請受付窓口を電子政府総合窓口に移行し、「重点計画 - 2006」における目標を達成、電子政府実現に進展があった。環境省ホームページは、英語ページの大幅拡充等、利便性向上を図り、アクセス目標数を達成した。また、各種研修を実施し、国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識・専門的技術レベルの向上を図った。さらに、各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。



今後の主な課題

基本計画の指標の適切な運用・見直し及び同計画を踏まえた環境配慮の方針の見直しが課題。

環境影響評価について、環境に対する新たなニーズへの対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等との情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。

産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備や優れた環境技術を普及・促進する取組の一層の推進が課題。中長期を見据えたナノテク技術開発、一般向け専門家向けといった受け手を意識した専門的な研究・技術の開発や成果の普及啓発等が課題。

経済・社会データなども含めた環境情報の更なる収集、利用、情報提供の充実を図るほか、環境情報の満足度の向上が課題。

長期間の環境政策のビジョン(超長期ビジョン)の検討・取りまとめと対外的発信。

環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。



今後の主な取組

基本計画に係る施策の効果的な実施、点検、結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

環境影響評価について、新たな調査・予測手法の開発、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り等を進める。手続を終了した案件の結果等、施行状況の実態把握を進める。戦略的環境アセスメントにつき、実施例を積み重ね、ガイドラインを不断に見直すことによって、効果的な実施に向けた基盤整備を進め、上位計画等における環境配慮システムの導入を検討する。

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」について、毎年フォローアップを実施し、専門家の助言等を求める。地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と成果の普及を図る。啓発対象に応じた手法展開により、効率的な環境情報の提供・普及啓発を進めるほか、環境情報の満足度の向上を図るため環境情報戦略の策定に向け検討する。環境省ホームページについて、各種コンテンツ等の充実を図る。さらに、超長期ビジョンの検討・とりまとめ及び国際シンポジウムの開催等を通じた同ビジョンの対外的発信や継続的な社会的情勢等の注視を行う。

環境保全活動の普及、啓発を推進するため、各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 9-1	環境基本計画の効果的実施						
	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。						
環境白書での位置づけ	7章1節 政府の総合的な取組						
関係課・室	環境計画課						
指標の名称及び単位	(参考)国民の環境基本計画の認知度[%] (参考)環境白書ホームページへのアクセス件数[件]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	14.0	12.4	-	-	6.1	-	-
	-	-	268,768	364,376	353,392		
目標を設定した根拠等	基準年				基準年の値		
	根拠等						
評価・分析	<p>【必要性】 地球温暖化問題や廃棄物問題など環境をめぐる状況がそれらの対策を上回る速度で深刻化しており、政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることが喫緊の課題である。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。</p>						
	<p>【有効性】 第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと ・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること ・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること <p>環境白書ホームページのアクセス件数が引き続き高水準で推移しており、環境保全に関する国民の意識啓発が有効になされている。</p>						
	<p>【効率性】 第三次環境基本計画では、各重点分野に掲げた指標に加えて、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。毎年実施する同計画の点検の際に、これらの指標を活用することにより、同計画の効率的・効果的な推進が図られることとなる。</p> <p>インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供し、環境基本計画等の普及啓発を効率的に進めた。環境白書については、「図で見る環境白書」や「こども環境白書」、英語版の「図で見る環境白書」など、対象に応じた効果的な啓発資料の作成を行うとともに、全国各地において「環境白書を読む会」を開催するなど、効果的で効率的な環境保全に関する意識啓発を進めた。</p>						



<今後の展開>

引き続き、第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を

行う。

引き続き、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。

第三次環境基本計画を踏まえ環境配慮の方針の見直しを行う。

引き続き、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画等の普及啓発を効率的に進める。

環境アセスメント制度の適切な運用と改善							
目標 9-2	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境アセスメント制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。						
環境白書での位置づけ	7章3節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組 7章5節 環境影響評価等						
関係課・室	環境影響評価課						
指標の名称及び単位	(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件] (参考) 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	131 (81)	144 (94)	152 (102)	161 (111)	169 (119)	-	-
	-	-	4	4	4		
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値		-		
	根拠等	-					
評価・分析	<p>【必要性】 環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。戦略的環境アセスメントは、上位計画や政策について適切な環境保全上の配慮がなされるために必要である。</p> <p>【有効性】 環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正(平成17年3月)を受けた主務省令の改正(平成18年3月)においては、環境影響評価の項目・手法の選定理由や評価結果に至った検討の経緯及びその根拠を明らかにする旨の規定が追加される等、客観性や透明性の向上が図られている。戦略的環境アセスメントは、上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みであり、手続を経て策定された上位計画や政策は、より環境へ配慮したものとなり、取組の有効性は高いと考えられる。</p> <p>【効率性】 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。</p>						



<今後の展開>

干潟生態系や景観に関する調査・予測手法の開発、環境保全措置に関する体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り、方法書等の閲覧や意見提出におけるITの活用や、より分かり易い方法書等の作成の促進、関係者間のコミュニケーションの促進などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。

環境影響評価法については、完全施行から8年が経過するところであり、基本的事項の見直しの過程等においても法手続について様々な指摘が出されていることから、これまでに環境影響評価手続を終了した案件の結果等、施行状況について実態を把握し、より良い環境影響評価のあり方を検討する。

戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえた事例の集積等を図り、実効性等の検証を行い、それを踏まえてガイドラインを不断に見直す。また、より上位の計画や政策の決定段階に当たっての戦略的環境アセスメントについて検討する。

目標 9-3	環境問題に関する調査・研究・技術開発								
	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。								
環境白書での位置づけ	7章6節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等								
関係課・室	環境研究技術室								
指標の名称及び単位	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発[開発数/着手] 環境技術の環境保全効果等の実証体制確立分野数・着手分野数[確立分野数/着手分野数]								
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値		
指標	-	0/3	0/5	0/6	0/6	H19/H20/H21年度末	3技術/5技術/6技術の実用化		
	-	0/3	0/6	5/8	6/10	H19年度末	8技術分野以上で技術実証手法・体制確立		
目標を設定した根拠等	基準年	H15年			基準年の値	-			
	根拠等	環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)							
評価・分析	【必要性】 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立てることがこれまで以上に求められることになると指摘されているところである。								
	【有効性】 競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。 ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでになかった新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。 平成16年度開始の2課題については、平成18年度に中間評価を実施した。 環境技術の効果を客観的に実証する手法・体制の確立について、広範な環境技術を第三者が実証することにより(平成18年度実証技術分野数10・技術数37(平成15年度はそれぞれ3・17))、環境技術の普及が促進された。今後は、本格事業に向けた実証体制の確立を図り、将来的に民・民間の契約により持続的な事業体制の確立を目指す。また、諸外国の類似制度との調和を図ると共に、アジアを中心とした途上国への当該事業制度の普及を図る。								
	【効率性】 競争的資金(環境技術開発等推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研								

<p>究技術開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行う PD (競争的資金制度と運用を統括する者)、PO(研究課題の選定、評価等を行う責任者)を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。</p> <p>【公平性】 競争的資金(環境技術開発等推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。</p> <p>【優先性】 平成18年3月の中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」に基づく重点領域における重要課題及び重点投資課題に該当する研究開発や、喫緊に解決する必要がある環境保全技術等について、競争的資金で特別枠を設ける等優先的に実施している。</p>



<p><今後の展開> 競争的研究資金やナノテクノロジーを活用した環境技術の開発の運営では、実施課題毎に評価している事前・中間評価を適切に今後の実施計画に反映していくとともに、事後評価、追跡評価では当該課題に限らず、制度全般に対する改善に繋げ、行政ニーズを踏まえつつ制度の効果的かつ効率的な運用を図っていく。 環境技術の効果を客観的に実証する手法・体制について、19年度中に確立し、20年度より本格実施に移行する。地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進のため、人材ネットワークの形成等を図る。</p>
--

目標9-4	環境情報の整備と提供・広報の充実						
	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。						
環境白書での位置づけ	7章7節 環境情報の整備と提供・広報の充実						
関係課・室	環境情報室、環境調査研修所、広報室						
指標の名称及び単位	環境情報に関する国民の満足度[%] (参考)環境省ホームページアクセス件数[百万アクセス] (参考)環境省ホームページファイル数[万ファイル] (参考)環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数[百万アクセス]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	13.3	13.7	-	-	24.9		90
	83	95	117	162	197	18	180
	13	15	18	22	34	18	18
					3.2	18	2.5
目標を設定した根拠等	基準年	基準年の値					
	根拠等	第三次環境基本計画第二部第1章第9節					
評価・分析	<p>【必要性】 環境情報の一体的・体系的な整備と提供は、民間の環境保全活動を促進する上で国が果たすべき基本的な責務である(環境基本法第27条参照)。平成18年度に閣議決定された第三次環境基本計画においても、「環境・経済・社会の各側面を統合的に向上させるための環境政策の企画立案に当たっては、経済・社会データなども含め必要な環境情報のさらなる収集を図り、適切に利用していくことが重要」とされており、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本方針となる「環境情報戦略」を策定することとされている。</p> <p>地球温暖化問題のように、現在の政策や社会の在り方の結果が50年以上にわたるような長時間大きな影響を与える懸念のある課題や将来において影響が見れる問題に対応するためには、長期的な視野を持った取組が求められる。このような取組みを効果的に推進するためには、幅広い分野に関わる詳細なデータの収集・分析等を行い、あるべき将来像とそれを実現するためのシナリオ等による長期間の環境政策</p>						

のビジョン(超長期ビジョン)を示すことが必要とされる。

「電子政府構築計画」や「IT新改革戦略」等の電子政府の施策は、国民の利便性の向上、官民における情報セキュリティ対策の底上げを図る等、内閣の方針として各府省が取り組むものである。

研修の実施について、環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。

【有効性】

環境対策の超長期の見通しについて説得力あるシナリオを提示することにより、長期的な対策と中期的な対策、さらには当面の対策についてバランスの取れた効率的な施策の実施が展開されることとなる。併せて、超長期ビジョンを発信することにより、国民等多様な主体の長期的な環境対策に関する意識を高め、長期にわたる持続可能な社会の形成に寄与することとなる。

環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、英語版ホームページを大幅に拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に有効である。

環境省ネットワーク(共通システム)最適化計画では、システム整備・運用における効率的・効果的な投資及び効率化・集約化された運用管理を図ることとしており、実施後に年間約 1.1 億円の経費削減、年間約 188 日分の業務処理時間の短縮を見込んでいる。

電子政府の総合窓口(e-Gov)に整備する窓口システムを利用することは、利便性・サービスの向上が実感できる電子政府の実現として掲げる申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする目標の達成に資するものである。

研修については、今後とも、環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。

【効率性】

環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものである。国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう継続的な努力が必要。

長期的な視野を持った環境に対する取組の効率的な実施に当たり、超長期ビジョンの有効性を保つため、継続的に社会情勢等を注視する努力が必要。

電子政府構築計画等に基づく情報システム等の整備は、組織全体としての経費の削減、業務処理時間・定員の削減等業務の効率化など行財政改革に資するものである。

新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努めている。

各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。



<今後の展開>

引き続き環境統計集などを活用した環境情報の提供に努めるとともに、環境情報の一体的・体系的な整備、利用及び提供のための「環境情報戦略」の策定に向けた検討を行い、各種施策を充実させる。

有識者による検討会を通じ、幅広い分野に係るデータの分析、複数の前提条件に基づくシナリオの設定等を行い、将来像を展望した超長期ビジョンを取りまとめる。さらに、持続可能な社会づくりに向けた超長期的な展望に関し、国際シンポジウムの開催等を通じ、超長期ビジョンを対外的に発信する。また、継続的に社会情勢等を注視することで、超長期ビジョンの有効性を保つ。

「電子政府構築計画」等の電子政府の施策への取組として、各種府省共通システムの導入・移行を円滑に進めるとともに、情報セキュリティ対策として「政府機関統一基準」が求める水準の対策を実施する。

環境省ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づく整備を、平成23年度までに実施する。

環境情報の満足度の向上を図るため、環境省ホームページについて各種コンテンツ、データベース機能及び提供情報の充実を図る。

関係機関の協力も得て、各種媒体を通じた広報活動を年間を通して行う。「環境の日」を中心とした「環境月間」には、国、地方公共団体、民間団体、産業界など広く国民各層の協力の下に、関連行事を実施する。

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

【環境研究技術】

公害防止等試験研究費（一括計上）について、環境省設置法第4条第1項第3号に基づく施策

【環境情報】

環境基本法、「電子政府構築計画」等の電子政府の施策

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H18 当初	H19 当初	H20 反映
9-1	国土利用計画に係る普及啓発	2,020	2,188	
	環境行政年次報告書作成費	16,226	12,272	
	環境保全経費の見積りの方針の調整事務費	2,357	2,258	
	環境基本計画推進等事務費	4,251	1,428	
	環境と経済・社会の統合的向上に関する調査研究	16,228	15,451	
	環境基本計画及び環境白書に係る普及啓発	23,358	20,684	
	指標に基づく第三次環境基本計画の実施状況調査経費	10,000	17,050	
9-2	環境影響評価制度推進費	9,598	27,681	
	戦略的アセスメント導入推進費	29,988	27,095	
	環境影響評価制度充実推進費	24,980	25,264	
	環境影響評価技術調査費	34,252	32,999	
	環境影響評価審査実施経費	31,246	30,636	
	環境影響評価追跡調査費	17,287	18,312	
9-3	公害防止等試験研究費（一括計上予算）	1,047,810	932,381	
	環境技術開発等推進費	881,000	881,000	
	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	400,000	453,000	
	環境研究・技術開発推進事業	25,000	24,141	
	環境技術実証モデル事業	248,675	220,000	
	地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	-	48,306	
	環境試料タイムカプセル化事業	80,747	78,747	
	地球環境研究計画策定等経費	4,301	4,047	
	地球環境保全試験研究費	328,850	310,413	
9-4	環境投資等実態調査	15,217	16,500	
	環境統計の整備・利用のあり方検討	12,029	9,760	
	環境政策研究調査等経費	42,746	35,832	
	環境研究連絡調整等経費	6,332	7,698	
	情報基盤の強化対策経費	1,326,829	1,481,291	
	環境保全に関する調査、研修等に必要経費	101,471	166,583	
	環境調査研修所の運営に必要な経費	538,360	519,688	
	地域環境政策ビジョン策定推進費	-	20,000	
	環境月間関連行事開催等実施経費	68,930	62,640	
	国民との直接対話による環境政策評価推進経費	5,932	5,531	
	環境情報普及徹底費	45,639	42,654	
	世界各国の環境法制に係る比較法調査費	5,000	4,899	

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項 番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

特記事項

< 政府重要政策としての該当 >

施策方針演説及び所信表明演説: 第 161 回国会(平成 16 年 10 月 12 日)
 第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)
 第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)
 第 165 回国会(平成 19 年 1 月 25 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日)

「電子政府構築計画」(2003 年(平成 15 年)7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004 年(平成 16 年)6 月 14 日一部改定)、「IT 新改革戦略」(2006 年(平成 18 年)1 月 19 日IT戦略本部決定。)等の電子政府の施策に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、IT を活用した業務改革を行うための取組、情報セキュリティ対策の充実・強化の取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組を政府全体で推進する。

< 当該施策に係る府省庁 >

厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省

< 昨年度評価書からの変更点 >

9-1

参考指標「環境配慮の方針の策定状況」については、平成17年末までにすべての関係府省において、環境配慮の方針が策定されたため、削除した。

参考指標「国民の環境基本計画の認知度」については、国民の環境への取組推進を図るため、新たに指標として設定した。

参考指標「環境白書の発行部数」については、IT 化によりホームページからダウンロード可能で、今後の指標としては設定が困難であるため、削除した。

9-2

参考指標「環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた案件数(累積)」は、大臣意見を述べるのが目的ではなく、また、公共事業等の数にも大きく左右されるため、削除した。

9-3

競争的資金の予算額の指標については、国全体における予算等外部要因により左右されることが多いと思われるため、また、環境技術開発等推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数の指標についても、第三者からなる総合研究推進会議にて事前・中間・事後評価を行った結果であるため、評価指標として適切でない判断し削除することとした。

9-4

「環境情報に関する国民の満足度」については、平成 18 年度に閣議決定された第三次環境基本計画においてその取組の状況を総合的に表す総合的環境指標として盛り込まれたことから、新たに指標として設定した。

「環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数」については、第三次環境基本計画において世界に向けて英語化された環境情報を配信することが盛り込まれていることから、新たに設定した。

当該施策を構成する目標に対する指標について、以下の指標を削除した。

環境省ホームページで提供している情報量

【理由】情報量(MB)はファイルの形式等により大きく変化するため。

オンライン化手続数及び

オンラインによる申請・届出件数

【理由】「IT 新改革戦略」にて2010年までに申請率50%達成を目標としているが、環境省には多くの国民が反復利用するような手続がないことから指標設定が困難なため。(前回は目標値は設定していない。)

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	9-1-	(参考)国民の環境基本計画の認知度
	9-1-	(参考)環境白書ホームページへのアクセス件数
	9-2-	(参考)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)
	9-2-	(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数
	9-3-	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
	9-3-	環境技術の環境保全効果等の実証着手分野数・体制確立分野数
	9-4-	環境情報に関する国民の満足度

	9-4-	環境省ホームページアクセス件数
	9-4-	環境省ホームページファイル数(情報数)
	9-4-	環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数
指標の解説	9-1-	:「環境にやさしいライフスタイル実態調査」中「『環境基本計画』の認知状況」における「内容をよく知っている」又は「内容はおおよそ知っている」と答えた人の割合
	9-1-	:環境省ホームページ中「環境白書」トップページのアクセス件数
	9-2-	:環境影響評価法施行後、法に基づく環境影響評価手続を実施した案件数(既に手続きを終了した案件、或いは現在手続中の案件の累積)
	9-2-	:上位計画等に係る環境影響評価に係る環境影響評価を制度化している地方公共団体数
	9-3-	:ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発を行っている技術数
	9-3-	:環境技術実証モデル事業を行っている対象技術分野の数
	9-4-	:「環境にやさしいライフスタイル実態調査」中「環境情報の満足度」における15項目の満足度(「十分満足している」又は「まあ満足している」と答えた人の割合)の平均値
	9-4-	:インターネットを通じ環境省ホームページ(トップページ)にアクセスされた件数
	9-4-	:環境省ホームページに掲載されているファイル数(情報量)
	9-4-	:インターネットを通じ環境省ホームページ(英語版ページ)にアクセスされた件数
評価に用いた資料等		



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--